


- 地域医療構想調整会議と既存の政令市の審議会及び保健福祉事務所が所管する保健医療福祉推進会議の関係性を整理すべき
- 調整会議だけで地域の医療提供体制をすべて議論することは困難。議題によっては、ワーキンググループ等により、メンバーを絞った形で議論できるようにすべき
- 医療法に定める知事の権限についてどう対応するのか示すべき
- 開設・増床等の許可申請に係る事前協議の際の公募要件の設定について、県の方針を出すべき



検討事項

- 会議の運営体制
 - 既存の政令市の審議会及び保健医療福祉推進会議と地域医療構想調整会議等の関係性
 - WG等を設置し、検討できる体制を認めるか。認める場合、どのような体制とすべきか。
- それぞれの会議での具体的な議論の進め方
 - 国の検討会で整理される内容や会議の運営体制等も踏まえ今後検討
- 医療法に定める地域医療構想を実現するための仕組みへの対応
 - 条件付許可や、過剰な病床機能に対する対応など、医療法に定める知事の権限への対応
 - 開設・増床等の許可申請に係る事前協議の際の公募要件の設定についての県の方針